

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第十二号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君
理事大平 正芳君 理事奥村 文十郎君
理事横路 節雄君 理事春日 一幸君
杉浦 武雄君 坊 秀男君
前田房之助君 森下 國雄君
山村新治郎君 山本 勝市君
淺香 忠雄君 小山 長規君
石村 英雄君 石山 彌作君
横山 利秋君 井上 良二君
町村 金五君

出席政府委員

大蔵事務次官 藤枝 泉介君
大蔵事務官 渡辺喜久造君
(主税局長)
国税庁長官 平田敬一郎君
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月二十三日

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)
糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
自動車損害賠償責任再保険特別会計法(内閣提出第六七号)
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する

法律案(内閣提出第七八号)
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

同月二十五日
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

同月二十四日
オール・ウェーブラジオ聴取機に対する物品税軽減に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第九一九号)
理容用タール消毒器及び顔そり用湯沸し器具に対する物品税撤廃に関する請願(石村英雄君紹介)(第九五三

号)
揮発油税すき置きに関する請願外二件(上林山榮吉君紹介)(第九六五号)
紙に対する物品税撤廃に関する請願(南峰徳男君紹介)(第九六六号)
石油関税の復活反対に関する請願(川野芳満君紹介)(第九六七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(二十五日)の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)
地方道路税法(内閣提出第三二一號)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出第三三三號)
国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四號)
砂糖消費税法(内閣提出第三五五號)
租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一號)
資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四號)
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五號)
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出第五八八號)
たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九四號)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
自動車損害賠償責任再保険特別会計法(内閣提出第六七号)
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案(内閣提出第七八号)
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○松原委員長 これより会議を開きます。
公述人選定に關して御報告をいたします。明二十七日の公聴会の公述人選定に關しましては、委員長に御一任を願っておりますが、委員長におきましては、理事会の協議に基き、学識経験

者として、全国知事会代表茨城県知事友末洋治君、日本トラック協会常務理事小野盛次君、石炭協会の副会長長万仲余所治君、石油精製懇話会理事長寺尾進君、興國入網パルプ社長金井滋直君、日本証券業協会連合会会長小池厚之助君、東京銀行協会会長長迫静二君、東京法入会連合会税制委員長中村重喜君、著述業高橋龜吉君、一般申込者のうちより、税理士桂田斐君、日本鉄鋼連盟専務理事岡村武君、大日本水産会副会長伊東猪六君、日本官公庁労働組合協議会税制部会副委員長長笹川運平君、以上の方々に公述人として御出席を願ひ、意見を承ねることといたしましたので、御了承願ひます。

○松原委員長 去る十九日当委員会に審査を付託されました、資金運用部資金法の一部を改正する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案、たばこ専売法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案、自動車損害賠償責任再保険特別会計法、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案、日本専売公社法の一部を改正する

法律案の六法律案、合せて十一法律案を一括議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政務次官。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案
資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。
第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 約定期間一年以上三月未満のもの
年二分
第四条第三項に第六号として次のように加える。
六 約定期間七年以上のもの
年六分
第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき 年一分五厘
第四条第四項に第五号として次の

法律案の六法律案、合せて十一法律案を一括議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政務次官。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案
資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。
第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 約定期間一年以上三月未満のもの
年二分
第四条第三項に第六号として次のように加える。
六 約定期間七年以上のもの
年六分
第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき 年一分五厘
第四条第四項に第五号として次の

法律案の六法律案、合せて十一法律案を一括議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政務次官。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案
資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。
第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 約定期間一年以上三月未満のもの
年二分
第四条第三項に第六号として次のように加える。
六 約定期間七年以上のもの
年六分
第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき 年一分五厘
第四条第四項に第五号として次の

法律案の六法律案、合せて十一法律案を一括議題として、政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政務次官。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案
資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「三月」を「一月」に改める。
第四条第三項第四号中「五年以上」の下に「七年未満」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 約定期間一年以上三月未満のもの
年二分
第四条第三項に第六号として次のように加える。
六 約定期間七年以上のもの
年六分
第四条第四項各号列記以外の部分中「三月」を「一月」に改め、同項第三号中「三年以上」の下に「五年未満」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。
一 預託されていた期間が一月以上三月未満のとき 年一分五厘
第四条第四項に第五号として次の

ように加える。

五 預託されていた期間が五年以上るとき 年五分
第七條第三項の次に次の一項を加える。

前項前段の場合において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

第十條第一項中「十人」を「十二人」に、同條第二項第八号中「三人」を「五人」に改める。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に預託されている資金運用部預託金の利子でこの法律の施行の日前の預託期間に対するものについては、なお従前の例による。

3 資金運用部預託金利率の特例に関する法律（昭和二十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「契約上の預託期間」の下に「（以下「約定期間」という。）」を加え、「同項第四号」を「同項第五号又は第六号」に改め、「利子を附する外、」の下に「約定期間五年以上七年未満のものに対しては、」を、「範囲で、」の下に「約定期間七年以上のものに対しては、昭和三十年年度以降当分の間、年二厘以下の範囲で、」を加え、第三項中「契約上の預託期間」を「約定期間」

に改める。

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一、第四條第三項及第九條第二項の規定による一般会計からの繰入金並びに附屬雑収入」を「及び附屬雑収入」に改め、「第四條第三項の規定による繰越損失の補てん金」を削る。

第四條第一項中「第八條第一項」を「第八條」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 前項の規定により繰り越した損失は第八條に規定するところにより、この会計の決算上の剰余をもつてうめるものとする。

第八條を次のように改める。
（決算上の剰余の処理）

第八條 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（以下「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第十四條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等」という。）を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四條第一項の規定による償却に充て、また、同條第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これをうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

第九條第一項中「収納済額の合計額」を「収納済額」に、「支出済額等の合計額」を「支出済額等」に、「前條第一項」を「前條」に改め、同條第二項を削る。

附則第六項を次のように改める。

6 この会計においては、当分の間、毎会計年度における郵便貯金特別会計の歳入不足をうめるため、その不足額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、当該年度の歳出として同会計に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

1 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）附則第十三項の規定に基いて日本開発銀行が引き受けた電源開発株式会社株式は、政令で定める時期において、政府の産業投資特別会計に帰属するものとする。

2 日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、前項に定める時期において、同項の規定により産業投資特別会計に帰属した株式の金額の合計額に相当する額を減少するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。

2 電源開発促進法の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を削り、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を削り、附則第十七項以下を三項ずつ繰り上げる。

3 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「千五百五十二億二千円」と第四十九條の二第四項の規定により同特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額を「二千三百三十九億七千万円」に改め、同條第二項中「千五百五十二億二千円」を削り、「並びに第四十八條第一項」を「第四十八條第一項並びに第四十九條の二第四項」に改める。

たばこ専売法等の一部を改正する法律案
たばこ専売法等の一部を改正する法律

（たばこ専売法の一部改正）
第一條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項に次の後段を加える。
この小売定価中には、当該小売定価の百分の六に相当する地方税法（昭和二十五年法律第二百

二十六号）第七十四條の道府県たばこ消費税の額及び当該小売定価の百分の九に相当する同法第四百六十四條の市町村たばこ消費税の額を含むものとする。

第四十一條の二第一項を次のように改める。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、小売人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種に応じ、あらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定め数量（滅失した製造たばこについて当該小売人が保険金、損害賠償金等により損失を償われたときは、その償われた金額に応じあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い計算した数量を控除した数量）の製造たばこを交付することができる。

第七十九條第三項第四号を次のように改める。

四 司法警察職員として職務を行う管林局及び管林署の職員

第七十九條第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 郵政監察官
（製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部改正）

第二條 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

アストリヤ	長さ一八ミリ
	太さ一七ミリ
アストリヤ	長さ一二五ミリ
	太さ一五ミリ

に を

改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後のたばこ専売法第三十四条第一項後段の規定は、公社が昭和三十一年三月一日以後に小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこ小売定価について適正とする。

3 改正後のたばこ専売法第四十一条の二の規定は、この法律の施行後に災害により製造たばこが滅失した場合について適用し、この法律の施行前に災害により製造たばこが滅失した場合の製造たばこの交付については、なお従前の例による。

開税定率法等の一部を改正する法律案

開税定率法等の一部を改正する法律

(開税定率法の一部改正)

第一条 開税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「適用の日」の下に「(同条第二号に掲げる貨物につ

いては、その輸入申告の日)を加える。

第十四条第十号中「二年」の下に「機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこえる期間で政令で定めるもの」を加える。

(開税定率法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 開税定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第八項中「昭和三十一年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「昭和三十一年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該免除を受ける物品が原油、重油又は粗油であるときは、政令で定める手続をしなければならない。

附則第十一項中「昭和三十一年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「開税を免除した場合」の下に「及び附則第十項又は第十一項の規定により原油、重油又は粗油の開税を免除し、又は軽減した場合」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「附則第六項又は第九項」を「附則第六項若しくは第

九項又は前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

12 附則第十項の規定による免除を受けた原油、重油又は粗油を製油原料として使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、別表乙号の炭化水素油の部分のうちの一の甲の税率による開税をその輸入者から徴収し、前項の規定の適用を受けた原油、重油又

は粗油で当該税率の適用を受けたもの(別表甲号の炭化水素油の部分の一に規定する比重その他の規格に該当するものを除く)を製油原料としての用途以外の用途に使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、当該税率と別表乙号の炭化水素油の部分のうちの一の乙の税率との差に相当する税率による開税をその輸入者から徴収する。

別表甲号中

五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油

「二二二豆類

を

「二〇五小麦 二二二豆類

一のうち大豆 五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの(摂氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、摂氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む)で、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもの(製油原料として使用するものを除く)。

改め、同表の備考を削る。

別表乙号中 「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち 甲 製油原料として使用するもの 乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く) 六分五厘

「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち 甲 製油原料として使用するもの 乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く) 六分五厘

「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち 甲 製油原料として使用するもの 乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く) 六分五厘

「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち 甲 製油原料として使用するもの 乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く) 六分五厘

「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 一 原油、重油及び粗油のうち 甲 製油原料として使用するもの 乙 その他(別表甲号に掲げるものを除く) 六分五厘

改め、同表の税率の欄中「備考の税率」を「備考2の税率」に改め、同表の備考中「炭化水素油の項乙その他」を「炭化水素油の部分のうち乙」に改め、同表の備考を同表の備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

1 この表において「重油」とは、炭化水素油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできた残渣油をいう。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 改正後の開税定率法第四條第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた開税法(昭和二十九年法律第六十一号)第五条に二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「入場税」の下に「及び地方道路税」を加え、「及び附属雑収入」を「第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換による収入金並びに附属雑収入」に、「入場譲与税譲与金」を「地方譲与税譲

与金」に改め、同表の備考を同表の備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

1 この表において「重油」とは、炭化水素油のうち摂氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできた残渣油をいう。

附則

与金」に改め、「入場費と税の譲与金」の下に「及び地方道路譲与税法（昭和三十年法律第 号）による地方道路譲与税の譲与金」を加え、「及び附属諸費」を「、第十三条第一項の規定による一時借入金、同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子並びに附属諸費に改める。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。
（一時借入金及び繰替金）
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰替使用することが出来る。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることが出来る。

4 前項ただし書の規定により借換をした一時借入金は、翌年度内に償還しなければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入）
第十四条 前条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、

国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則第五項を削り、附則第四項中「同条の規定により追加して譲与される額」を「地方道路譲与税法附則第四項に規定する超過額」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。
4 昭和三十年年度に限り、第五条の規定は、適用しない。

附則第十一項中「第四項」を「第五項」に改め、「第五項に規定する返還される額に相当する金額又は」を削り、「収入金」の下に「又は日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）附則第五項の規定により日本専売公社が納付する金額」を加え、「その返還された年度又は昭和二十九年年度」を「昭和二十九年年度又は昭和三十年年度」に改め、「若しくは追加して譲与される額」を削り、「第五項の規定による一般会計への繰入金又は第六項」を「若しくは第六項」に、「利子若しくは」を「利子又は」に改め、「償還金及び利子」の下に「若しくは地方交付税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方配付金」を加え、「その譲与された年度、その繰入をした年度又は昭和二十九年年度若しくは」を「昭和二十九年年度又は」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

条備安定特別会計法の一部を改正する法律案

条備安定特別会計法の一部を改正する法律案

条備安定特別会計法の一部を改正する法律案

条備安定特別会計法の一部を改正する法律案

条備安定特別会計法の一部を改正する法律案

条備安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工」の下に「繭の買入、売渡、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成」を加える。

第四条第一項中「生糸の売渡代金、」を「生糸及び繭の売渡代金、繭の交換に伴う収入、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）の発行収入金、借入金、」に、「加工に関する経費、」を「加工並びに繭の買入及び加工に関する経費、繭の交換に伴う支出、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定による助成に要する経費、証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子、」に改める。

第五条第二項第一号中「及び生糸在高明細表」を、生糸在高明細表及び繭在高明細表」に、同項第二号中「及び予定生糸在高明細表」を「予定生糸在高明細表及び予定繭在高明細表」に改める。

第六条を次のように改める。
（歳入歳出予算の区分）
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十四条を第二十條とし、第十二条及び第十三条を六条ずつ繰り下げ、第十条第二項及び第十一条第二項中「及び生糸在高明細表」を「生

糸在高明細表及び繭在高明細表」に改め、第十一条を第十七條とし、第八条から第十条までを六条ずつ繰り下げ、第七條の次に次の六條を加える。

（証券及び一次借入金）
第八条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることが出来る。

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（借換）
第九条 前条第一項の規定による証券又は一時借入金をその償還期限内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換のため、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることが出来る。その借換についても、また同様とする。

2 前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（証券及び借入金）
第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金（国庫余剰金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。）を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることが出来る。

2 前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（証券及び借入金）
第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金（国庫余剰金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。）を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることが出来る。

2 前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

（証券及び借入金）
第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金（国庫余剰金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。）を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることが出来る。

とができる。

2 前条第一項の規定は、第一項の規定による証券又は借入金の借換について準用する。

3 前二項の規定による証券及び借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（証券等の限度額）
第十一条 この会計において負担することが出来る証券、一時借入金及び借入金の限度額は、通じて三十億円とする。

（証券等の発行及び償還等の事務）
第十二条 第八条から第十条までに規定する証券、一時借入金及び借入金の発行、借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）
第十三条 この会計の負担に属する証券（第十条の規定により発行する証券に限る。）及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の条備安定特別会計法第五條第二項第一号の規定中繭在高明細表に係る部分は昭和三十三年度の予算から同項第二号の規定中前年度の予定繭在高明細表に係る部分は昭和三十三年度の予算から、同号、第十六條第二項及び第十七條第二項の規定中当該年度の予定繭在高明細表に係る部分は昭和三十

十一年度の予算から、それぞれ適用する。

3 国庫余剰金の繰替使用に関する法律（昭和二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第四百七十七号）第四條第二項の証券」を「米価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百一十一号）第八條第一項又は第九條第一項の証券」に改める。

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業を經營するため、」を「労働者災害補償保険事業及び肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法（以下「特別保護法」という。）による給付に關する政府の經理を明確にするため、」に改める。

第三条中「保険料、」の下に「一般會計からの受入金、特別保護法による事業主負担金、」を、「保険料の返還金、」の下に「特別保護法による給付費及び事業主負担金の還付金、」を加え、「事業取扱費」を「業務取扱費」に改める。

第四条第二項中「純保険料」の下に「並びに一般會計からの受入金及び特別保護法による事業主負担金中給付費に充てるべき部分」を、「保険料の返還金」の下に「並びに特別保護法

による給付費及び事業主負担金の還付金」を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法附則第二項の規定により政府が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に要する経費は、労働者災害補償保険特別会計法第三條の規定にかかわらず、この會計の歳出とする。

自動車損害賠償責任再保険特別会計法案

自動車損害賠償責任再保険特別会計法

（設置）
第一条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第 号。以下「法」という。）による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業に關する政府の經理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置し、一般會計と区分して經理する。

（管理）
第二条 この會計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（区分）
第三条 この會計は、保険勘定、保障勘定及び業務勘定に区分する。

（業務勘定の歳入及び歳出）
第四条 保険勘定においては、再保険料、法第四十六條の規定による納付金、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、

法第四十五條の規定による再保険料の払いもどし金（以下「再保険料の払いもどし金」という）、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、保障勘定への繰入金その他の諸経費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する保障勘定への繰入金は、同勘定における保障金（法第七十二條の規定による支払金をいう。以下同じ）の支払財源に充てるため、予算の定めるところにより、再保険料のうち政令で定める金額を繰り入れるものとする。

（保障勘定の歳入及び歳出）
第五条 保障勘定においては、法第七十八條の規定による自動車損害賠償保障事業賦課金（以下「賦課金」という）、法第八十二條第一項の規定による他の會計からの繰入金、保障勘定からの繰入金、法第七十六條の規定に基く權利の行使による収入金、法第七十九條の規定による過剰金、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、保障金、自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に關する諸費に充てるための業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）
第六条 業務勘定においては、法第五十條及び法第八十二條第二項の規定による一般會計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、法の規定による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償

保障事業の業務の取扱に關する諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）
第七条 運輸大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、保障勘定及び保障勘定に係る次の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）
第八条 この會計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）
第九条 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項の書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第十条 保険勘定又は保障勘定において、毎會計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理するものとする。

を生じたときは、その損失については、当該勘定の積立金を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が当該勘定の積立金の額をこえるときはそのこえる額を、当該勘定の積立金がないときはその損失の額を、それぞれ当該勘定の損失の繰越として整理するものとする。

（剰余金の繰入）
第十一条 各勘定において、毎會計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）
第十二条 運輸大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、保障勘定及び保障勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十三条 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余剰金の預託）
第十四条 各勘定において、支払上

現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十五条 保険勘定又は保障勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において借入金をすることができ、

2 前項の規定により借入金をすることができ、再保険料(第四条第二項の規定により保障勘定へ繰り入れらるべき金額を除く)及び法第四十六條の規定による納付金をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するに不足する金額を限度とし、保障勘定においては、賦課金、法第八十二條第一項の規定による他の会計からの繰入金及び保障勘定からの繰入金をもつて保障金及び業務勘定への繰入金を支弁するに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十六条 保険勘定又は保障勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

に第十六條第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十九條 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

再保険特別会計、」を加える。
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特別に関する法律案
昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特別に関する法律
昭和三十年分の所得税について、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定中次の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えて同法の規定を適用する。

条 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第二十一条第一項	七月一日から同月三十一日まで	七月十六日から八月十五日まで
第二十一条の三ただし書	七月三十一日	八月十五日
第二十二条の四第一項	六月十五日	七月十日
第二十二条の二第一項	同月三十日	七月二十五日
第二十二条の二第二項	六月十五日	七月十日
第二十二条の二第三項	七月一日	七月十六日
第二十三条の二第四項	七月十五日	七月三十一日
第二十三条第一項及び第三項	六月三十日	七月十六日
	七月一日	七月十六日
	同月三十一日	八月十五日

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「葉たばこ」を「たばこ」に改める。
第十七條の二を削る。
第四十三條の二十三を次のように改める。

昭和三十年分の所得税については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定中次の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えて同法の規定を適用する。

条 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第二十一条第一項	七月一日から同月三十一日まで	七月十六日から八月十五日まで
第二十一条の三ただし書	七月三十一日	八月十五日
第二十二条の四第一項	六月十五日	七月十日
第二十二条の二第一項	同月三十日	七月二十五日
第二十二条の二第二項	六月十五日	七月十日
第二十二条の二第三項	七月一日	七月十六日
第二十三条の二第四項	七月十五日	七月三十一日
第二十三条第一項及び第三項	六月三十日	七月十六日
	七月一日	七月十六日
	同月三十一日	八月十五日

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「葉たばこ」を「たばこ」に改める。
第十七條の二を削る。
第四十三條の二十三を次のように改める。

る月の翌月十五日までに、政府に納付しなければならない。
3 前項に規定する物品の評価に關しては、政令で定める。
4 国税犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品を公社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

5 第一項の規定による金銭の受領及び第二項の規定による当該金銭の額の納付は、公社の収入支出外とする。

第四十七條の二を削る。
第五十四條を次のように改める。

(災害補償)
第五十四條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

附則に次の三項を加える。
5 公社は、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方交付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、三十億円を限り、政令で定めるところにより、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付しなければならない。

6 前項の規定により公社が納付した金額は公社の昭和三十年度の損益計算上損失金に算入しない。

7 昭和三十年度に限り、専売納付金の額は、第四十三條の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額から第五項の規定により納付した金額を控除

した金額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

5 以上、脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案外十法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

まず現在資金運用部資金法におきましては、五年以上の預託金はすべて年五分五厘の利子を付することになっておりますが、より長期の預託金に對しては、それに相應した適正な利回りを保障することが適當と考えられますので、五年以上七年未満のものは従来通り年五分五厘とし、新たに約定期間七年以上の段階を設け、年六分の利子を付することといたしました。

第二に、現在法律におきまして資金

運用部預託金の契約上の預託期間は三月を下らないものと規定されておりましたが、各特別会計等におきまして、三月未満の短期の余裕金があつても資金運用部に預託することができない等の事情がありまして、これらの特別会計等に對し、短期資金の運用の道を開くため、最低約定期間を一月に引き下げ、一月以上三月未満のものについても預託を認めることとし、それに対し年二分の利子を付することといたしました。

なお、期限前払い戻しの場合は利率は、現在預託されていた期間が三年以上のときは年四分五厘、三月未満のときは利子を付さないことになっておりますが、以上の改正に伴い、預託期間が五年以上のものについては年五分とするとともに、一月以上三月未満のときは年一分五厘とすることといたしました。

第三に、資金運用部審議会の委員の数を増加したこととあります。資金運用部審議会は、会長たる内閣総理大臣、副会長たる大蔵大臣及び郵政大臣の外十八人以内の委員で組織されておりましたが、委員のうち学識または経験のある者は三人以内となつておりましたが、さらに広く民間有識者の意見を聞くことが適當と考えられますので、学識経験者の数を二人増加し、五人以内とし、委員の総数を十二人以内といたしました。

次に資金運用部特別会計におきましては、本来毎会計年度の決算上の剰余の処理といたしまして、運用資産の価額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた剰余の額の二分の一相当額を積立金として積み立て、その剰余を当該年度の一般会計

の歳入に繰り入れることとなつておりますが、ただいまのところ、その暫定措置といたしまして、当分の間、その剰余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を埋めるために、その不足額を限度として、予算の定めるところにより、この会計から直接、同会計の歳入に繰り入れ、残額を一般会計に繰り入れることといたしてあります。今同、郵便貯金特別会計に繰り入れる措置は、従来と同様、これを継続することといたしますが、この際、この会計の運営を一そう円滑にするため、一般会計への繰り入れをとりやめ、積立金に充てるべき金額を確保して資金の増強をはかることが必要であると考へられますので、決算上の剰余は、すべてこれを積立金として積み立てることができるようになつたこととするものであります。

以上の改正を行いますとともに、最近におけるこの会計の収支の状況にかんがみ、毎会計年度の決算上の不足を積立金をもつて補足することができない場合、及び資金の繰り越し損失を決算上の剰余をもつて埋めることができない場合における一般会計からの繰り入れの制度は、これを廃止することといたしましたのであります。

次に、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案の提案の理由を御説明いたします。日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期産業資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発の促進に努めて参つておりますことは御承知の通りでありまして、今後ともわが国経済基盤の充実強化が同行の融資活動に期待するところはきわ

めて大きいものがあると思われまふ。

現在日本開発銀行は、電源開発促進法の規定に基いて電源開発株式会社の株式五十億円を保有いたしておるのでありますが、これは電源開発株式会社創立の当時、予算編成上の都合により、便宜日本開発銀行をして政府にかわつて同社の株式を保有せしめたものでありまして、もともと金融機関たる日本開発銀行の本来の業務から申しまして、変則的なものであり、早晩整理されるべきはすのものと予定されておつたのであります。他方、一昨年来日本開発銀行と農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫との間に、業務分野の正常化をはかるため、債権の承継を行つたのであります。今般その最終処理として、日本開発銀行が同公庫に對して持つていた貸付金を、政府の産業投資特別会計に引き継いで、同特別会計からの同公庫に對する出資金とすることと予定いたしておりました。別途国会において御審議願つております中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案において、所要の規定を設けておるのであります。従いまして、この機会に、日本開発銀行が保有する電源開発株式会社の株式をも産業投資特別会計に引き継ぐことにより、すっかりした形で本来の融資活動に専念させることが適當であると存じまして、この法律案を提出した次第であります。

同額だけ減資することとし、また、電源開発促進法のうち、日本開発銀行が電源開発株式会社の株式を保有することとができる旨の規定を削除することといたしてあります。次に、日本開発銀行法中の同行の資本金の額を、さきに申し上げました同公庫に對する貸付金を産業投資特別会計に引き継ぐ分等まで含めまして、現在の資本金二千四百六十二億二千万円を二千三百三十九億七千万円に改めることといたしてあります。

次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、たばこ専売法の一部改正及び製造たばこの定価の決定または改定に関する法律の一部改正を内容としております。

その概要を申し上げますと、まず、日本専売公社の売り渡す製造たばこの小売定価中には、道府県及び市町村たばこ消費税を含むことを明らかにいたしました。また、たばこ小売人の災害補償につきまして、酒税、物品税等の場合と均衡をはかるため、火災を災害に加える等、災害補償の範囲を広げることとするほか、所要の規定の整備を行うことといたしました。

次に、製造たばこの定価の決定または改定に関する法律の一部を改正いたしました。日本専売公社製造たばこの価格表中、葉巻たばこアストリアの型式を改めることといたしました。

次に関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。

この法律案は、海外の建設工事等に使用するため輸出した特定の機械設備を本邦に持ち帰った場合等の関税の免

除について特例を設けるとともに、最近の経済状況等にかんがみ、従来開税を免除した炭化水素油のうち、燃料として使用される一部のものに軽減税率による開税を課することとするほか、本年六月三十日で期限が切れる物品の開税の免除または軽減について、その期限を来年三月三十一日まで延長する等のため、開税率法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の諸点について概略申し上げます。まず現行の開税率法におきましては、輸出した貨物を本邦に持ち帰った場合におきましては、輸出許可の日から二年以内に輸入される場合に限り開税を免除することになっておりますが、海外の建設工事等に使用を目的で輸出された機械設備等政令で定めるものにつきましては、その性質上二年を越えてから輸入される場合にも開税を免除することができるとしようとするものであります。

次に、原油、重油及び粗油につきましては、従来暫定的に開税を免除していたのでありますが、最近の経済状況等にかんがみこれらのうち消費面において石炭と競合する用途に使用されるものに課税して燃料の合理的な使用に資する等のため、製油原料として使用される原油、重油及び粗油については二分、重油のうちB、C重油については六分五厘の開税を課することとするともに、これに伴う必要な徴収規定等を設けようとするものであります。

次に、重要機械類及び児童給食用乾燥脱脂ミルク並びに大豆、石油コーン等開税率法の一部を改正する法律の別表甲号に掲げる物品に対する開税の免除及び建て染め染料中のスレン系

染料等、同法の別表乙号に掲げる物品に対する開税の軽減につきましては、その期限が本年六月三十日で切れることとなりますので、諸般の事情を考慮して、これらに対する開税の免除または軽減の期限を来年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

その他、保税倉庫に置かれた外国貨物の課税価格の決定のための価格換算の際に適用する為替相場について、課税技術上所要の改正を行うはか小妻を別表甲号に掲げる暫定免税品目に加えようとするものであります。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府におきましては、今般地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実確保をはかるための措置といたしまして、地方道路税を創設して、その収入額を道路に関する費用に充てるために地方道路譲与税として都道府県等に譲与することとするともに、本年度の日本専売公社の収益のうちから三十億円をさいて、たばこ専売特別地方配付金として地方交付税と同様の方法により地方に配付することとし、また、入場譲与税につきまして、その譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額を定めるほか、特に本年度に限り、入場税収入の一割相当額を一般会計に繰り入れることをとりやめ、その全額を地方に譲与することとし、これらの措置に關しまして今国会に地方道路税法案、地方道路譲与税法案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案を提案いたしているものであります。

れに伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても所要の改正を行うこととした次第であります。

以下、改正の要点について御説明いたします。まず第一に、地方道路譲与税に関する制度の創設及び昭和三十年年度のたばこ専売特別地方配付金に関する措置に伴いまして、地方道路税の収入及び日本専売公社から三十億円を限り納付される金額をこの会計の歳入とし、地方道路譲与税の譲与金及びたばこ専売特別地方配付金をこの会計の歳出として経理することとし、第二に本年度の入場税収入の一割相当額の一割を繰り入れ停止に伴い、本年度に限り、第五條の繰り入れに關する規定を適用しないこととし、第三に、譲与税の譲与時期のうち、三月において譲与すべき金額中に同月に収納すべき税収入の見込み額をも含めることとしたことに伴い、この会計において支払ひ上現金に不足を生ずる場合も想定されまゝ、新たにこの会計に一時借入金または国庫余裕金の繰り入れ使用に關する制度を設けることとしたのであります。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正の第一点は、今国会において別途御審議をお願いいたしております糸価安定法の一部を改正する法律案に伴うものであり、繭価維持のための補充措置として、政府は、最低価格による生糸の買い入れによるのみでは繭の価格が一定の額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定する者が、

農林大臣の承認を受け、一定の条件を遵守して、繭を一定期日まで保管したときは、その繭を糸価安定特別会計において買い入れ、その買い入れた繭を売り渡し、もしくは加工し、または生糸と交換することができるとするともに、繭価維持のための助成の経費を支出することができることとする等の改正をしようとするものであります。

第二点は、従来この会計においては繭及び生糸の価格の異常な変動を防止するために、三十億円余の資金をもって、最低価格による生糸の買い入れ、または最高価格による生糸の売り渡しを行うこととしておりますが、繭及び生糸の価格の安定のため、この会計が必要とする数量の繭及び生糸を買い入れるには、その資金が不足することが予想されますので、今回新たにこの会計において、支払ひ上現金に不足があるときは、三十億円を限度として一時借入金等を行うことができることとしようとするものであります。

なお、右の改正に伴い必要な規定の整備を行うとするものであります。

次に、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

または飲物の堀さく、破碎、截断等を行います場所等における作業に従事する労働者に対して健康診断、けい肺の症状の決定等を行ひまして、けい肺にかかった者の早期発見に努め、その者の病勢の悪化の防止をはかるために作業の転換を勧告し、この者に対しては転換給付を行ひ、さらにけい肺及び外傷性骨髄障害にかかった者に対して療養の給付、休業給付等を行ひ、もつて労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としたものであります。

しかして、右特別保護法案を実施いたします場合には、同法による転換給付、療養給付、休業給付等に関する政府の経理を明確にするため、その経理は、現行の労働者災害補償保険特別会計において行なうこととするのが適当であると考へまして、同特別会計法について所要の改正をするため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この改正法律案の概要について申し上げますと、第一点は、現行法第一条においては、この特別会計の目的として、労働者災害補償保険事業に關する経理をすることを規定してありますが、これに今回のけい肺關係の経理をもこの会計において行なうことを追加した点であります。

第二点としては、現行法第三条においては、この会計の歳入歳出の内容を規定しておりますが、これに、今回のけい肺關係にかかる歳入歳出となる事項を追加した点であります。

第三点は、さきに申し上げました特別保護法案の施行後において最初に行なうべきけい肺健康診断、機能検査等に関する経費については、国が負担す

ることになっていますが、これは経過
的のものであるので、附則でこの会計
の歳出とすることを定めた点でありま
す。

次に、自動車損害賠償責任再保険特
別会計法案につきまして、その提案の
理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、自動車の運行によ
て人の生命または身体が害された場合
における損害賠償を保障する制度を確
立することにより、被害者の保護をは
かり、あわせて自動車運送の健全な発
達に資することを目的として、別途、
自動車損害賠償法案を提出して御
審議を願っているものでありますが、同
法案によりますと、自動車の所有者は、
特定のものを除き、その自動車損害賠
償責任について保険会社と賠償責任保
険契約を締結しなければならぬこと
に定められており、政府は、右の保険
者たる保険会社の賠償責任を再保険す
るとともに、自動車損害賠償責任保
険の範囲から除外された自動車事故の被
害者の救済の一方策として、自動車損
害賠償保障事業をも行なうことになっ
ているのでありまして、同法を実施す
ることとなる場合には、政府の自動車
損害賠償責任再保険事業及び自動車損
害賠償保障事業の経理を明確にするた
め、一般会計と区分して新たに自動車
損害賠償責任再保険特別会計を設ける
ことが適当と考え、この法律案を提出
した次第であります。

次に、この法律案の概略について申
上げますと、この会計におきまして
は、保険勘定、保障勘定及び業務勘定
の三勘定に区分し、保険勘定におきま
しては、再保険料、自動車損害賠償保
障法第四十六条の規定による保険会社

からの保険代位等による納付金、借入
金その他をもつて歳入とし、再保険金、
再保険料の払い戻し金、借入金の償還
金及びその利子、一時借入金の利子、
保障勘定への繰入金その他の諸費をも
つて歳出とし、保障勘定におきまし
ては、自動車損害賠償保障事業賦課金、
他の会計からの繰入金、保険勘定から
の繰入金、自動車損害賠償保障法第七
十六条の規定による代位等による収入
金、同法第七十九条の規定による過怠
金、借入金その他をもつて歳入とし、
同法第七十二条の規定による被害者等
に対する支払金、業務勘定への繰入金、
借入金の償還金及び利子、一時借入金
の利子その他の諸費をもつて歳出とし、
業務勘定におきましては、一般会
計からの繰入金、保障勘定からの繰入
金その他をもつて歳入とし、自動車損
害賠償責任再保険事業及び自動車損害
賠償保障事業の業務の取扱いに関する
諸費をもつて歳出することとし、その
他、この会計の予算及び決算の作成並
びにその提出に関する手続等特別会計
に必要な事項を規定しようとするもの
であります。

次に、昭和三十年分の所得税の予定
納税及び予定申告の期限等の特例に関
する法律案について、提案の理由を説
明いたします。

所得税の改正につきましては、すで
に所得税法の一部を改正する法律案を
提出して御審議を願っているところで
ありますが、同法律案におきまして
は、本年七月から改正を実施すること
とし、本年分の所得税の予定納税につ
きまして、改正後の所得税法による
ことを予定しております。しかしなが
ら、現行所得税法の規定によれば、予

定納税額の通知は、毎年六月十五日ま
でに行なうこととし、これに依りて予
定納税に関する各種の期限が定められ
ておりますので、本法律案は、この予
定納税額の通知期限その他六月及び七
月に行われる予定納税に関する各種の
期限を変更して、減税後の所得税額に
より予定納税を行なうことができるよ
うにしよとするものであります。

最後に日本専売公社法の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の
理由を御説明申し上げます。

この法律案は次の二点を骨子とい
しているものであります。

第一は、本年度の地方財政の状況に
かんがみまして、本年度に限り、たば
こ専売特別地方配付金として、三十億
円を日本専売公社が政府の交付税及び
譲与税配付金特別会計に納付すべきこ
ととしたこととするものであります。

第二は、たばこ専売法等において準
用する国税犯則取締法に基く通告の処
分により納付される金銭及び物品の取
扱いは、従来国が日本専売公社の役職
員に行かせていたものを改めて、日
本専売公社が国にかわってこれを行な
うこととし、これに関する所要の規定
を設けることとしたしております。

その他所要の規定の整備をはかるこ
とをいたしました。

以上、資金運用部資金法の一部を改
正する法律案外八法律案の提案理由を
説明申し上げます。何とぞ御審議の
上、すみやかに御賛成下さいますよう
お願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説
明は終了しました。

を改正する法律案外八税制改正法律案
を一括議題として質疑を続行いたしま
す。横山利秋君。

○横山委員 一般的に質問で恐縮であ
りますが、きのう自由党の組みかえ案
が発表されました、伝えられるところ
によりますと、すでに民主党において
はこれに対する態度をおきめになり、
政府においても寄り寄り協議をいたし
ておる。そこまではよろしかったので
ありますが、よくはないのですが、この
問題については、将来補正予算を組む
から一つ相談に乗ってくれ、こういう
ような話が新聞に伝えられておるので
あります。今日税制を初めとして、予
算が慎重に審議をされておるとするこ
とに、すでに政府においては補正予算
をやるというふうな判断をしておられ
るのであるかどうか、その点を審議に
当ってお伺いをいたしたいと思いま
す。

○藤枝政府委員 自由党の方でいろいろ
御検討のこととは新聞紙上で拝見はい
たしておりますが、私どもは、実はま
だ存じ上げておりません。従ってこれ
についてどうこう申し上げる段階では
ないと思ひます。

それからもう一つ、将来補正を組む
から云々ということが出ておるようだ
というところでございますが、政府内
にいたしまして、目下補正予算を組む
という考えは持っておりません。

○横山委員 そういたしますと、新聞
で伝えられた政府側の補正を組もう、
それで一つこの予算、税制をのんでも
らいたいというところは誤まりであり、
また民主党においても予算の補正も組
みかえ案にも応じようともしないとい

もいずれもきめたことではない、こう
おっしゃるわけですか。

○藤枝政府委員 まだ党の方からどう
いう意思表示も受けておりませんが、
で、先ほど申しましたように、政府と
いたしまして目下補正を組むというよ
うな考え方は持っておりませんことを
重ねて申し上げます。

○横山委員 先般配付をされました
「昭和二十八年年度の予算は適正に使わ
れたか」との中の租税についていろいろ
と調べてみました。そういたしますと、
私どもがかねてから言っております
ことが、会計検査院の調査課におけ
る資料の中にもいふぶん出ておるわけ
であります。たとえば課税の公平は守
られておるか、税額の算定に誤まりは
ないか、徴収面で遺漏はないか、滞納
額は累増している、滞納の原因は何か、
正しい租税行政を実現するには、こ
ういふような点について詳細にわたって
会計検査院が調査をして、しかも具
体的な実例をあげて、税の徴収の面につ
いて誤まりがあり、あるいはまた非常
に複雑であつて不十分な点が多々ある
ということを指摘しております。民主
党は選挙の公約で、この複雑多岐な税
制を根本的に一つ刷新をして簡素化を
する、こういうふうな公約をあげられ
たのでありますが、この点について、
今国会において提出をされる用意が一
体あるのかどうか、公約の実現につ
いてお伺いをしたいと思います。

○藤枝政府委員 お答えいたします。
税制全般が非常に複雑だ、それでなか
なか一般の方々にわかりにくい、その
ための趣旨徹底等も十分でないために
いろいろ間違ひも起るというふうなこ
とにつきましては、私どもも十分考

の予算の中で出ることとでございますので、特別会計に比べますと非常に少い

ものでございますが、漸次そういう施設の拡充もはかりまして、こういう点につきましても、できるだけの対策を立てたいと思つておる次第でございます。

それから今昇給の問題につきましてお話がありました。これは、定期昇給はもうろんいたすのであります。ただ予算の節約その他の関係もございまして、先般人事院の規則も改正されま

その他の者につきましては、昇給を選
憾ながらさせることができないのが若
干出てくると思います。しかし大部分
の職員につきましては、もちろん普通
の昇給はできると思っております。予

○横山委員　あまりくどくど申し上げ算その他の関係がはつきりし次第、私どもも必要な昇給は実行に移す考えで、いろいろな準備いたしておるわけでありませう。

ませなければ、人が減つて徴収の方法がますます細密になっていくときに、平年の昇給の実績よりもこれを落とすというようなことは、これは理屈に全く合わないのでありまして、また何

か話を聞きますと、あなた方は、昨年税務職員に対して、結核が多くなったと云きに厚生病院を建てた。こう言ってお約束をなさったのであります。これが今あなたのお話のように、診療病棟

ですか。それ以外のもの、て言を消滅してしまふということは、これはやはり責任を負つてもらわなければいかぬ。ほんとうに税務職員にまじめに誠実に明るさをもつて働いてもらうためには、約束通り病院を建てるなり、普通の昇

給は普通の通りにやっていく。こういうような方法を国庫庁としてもお立てになつてその予算を確保しなければ、どうして一体税務職員に一生懸命やつてくれということができずでありました。この点は十分に一つ御反省をなさつて、その方向にやっていたら、たいと強く要望いたしておきます。

それから主税局長に毎々のごときで恐縮でございますが、主税局長は、参議院の建設委員会で、建設省の道路局長が本年度の揮発油消費量は幾らだと公けに言つておられることを聞いておるとしますならば、何百万キロリットルだと思つておられますか。

○渡辺政府委員 非常にあれでありまして、まだ道路局長がどういふように言われたか私聞いておりません。

○横山委員 それではさらにお伺いしますが、運輸省が、本年度の自動車用だけの揮発油消費量が幾らになつておるかということ、警面を出しましたか、その数量を御記憶でございましょうか。

○渡辺政府委員 運輸省が本年度の揮発油の消費量として、自動車の分二百四十七万キロリットル、それから防衛庁の關係で約五万キロリットル、合せて二百五十二万キロリットルを要求しているという事は聞いております。

○横山委員 本年度の上半期の揮発油の外貨割当は幾らになっておりますか。

○渡辺政府委員 外貨割当は、上半期の分におきましては、二百二十六万キロリットルを予定しているという事は聞いております。

○横山委員 昨年度の揮発油税は、当初予算と実績とを比べてどのくらいふ

えておりますか。

○渡辺政府委員 こまかい数字ですが、約五十億ちよつと揮発油税が予算よりふえています。ただ一言つけ加へさせていただきますが、昨年度においては、従来の揮発油税の徴収額予の期間は三ヶ月でありましたが、当委員会でも、砂糖消費税におきましていろいろ議論がありまして、長過ぎはせぬかという事で検討しまして、砂糖消費税については一ヶ月短縮、揮発油税については半ヶ月短縮いたしました。従つて昨年度の税収入の中には——時期的なずれがあります、通常の年では十二月分入るのですが、昨年度においては十二月半入っております。その半ヶ月の分は約十二億、それが先ほど申し上げた数字の中に含まれているといふことだけを申し上げておきます。

○横山委員 二百五十万キロリットルというのがあるたの方の本年度の消費量ですが、それに対して建設省では、国会において二百六十万という数字を使つております。通産省では二百七十万を予想しておると言つておる。運輸省では二百四十七万に五万加へて二百五十二万と言つておられましたけれども、私の考えたところでは、自動車だけで二百四十万という数字を見ておる。ところが今おっしゃった外貨割当を聞いたときに、上半期が百二十六万だとすれば、半年の例で、下半期はふえることは必定である、自動車が三割ふえるだろう、あるいはまた航空機がふえるだろう、兵隊がふえるだろう。こういうことを考へてみますと、大蔵省が言つておる二百五十万キロリットルという数字は、片や政府部内におい

ても、公けの場所において、内部における書面において、全くちまちまの数字であります。これほどばらばらなばかな話はありません、インチキキまるといふのがこの数字であります。政府部内が二百五十万といつておるならともかく、あつては二百五十万といひ、ここでは二百六十万といひ、書面の中では二百七十万といふ数字が横行してゐるのです。こういう中で大蔵省が、税を取るには二百五十万といふ数字が値上げをするためには適當である。こういう意味で二百五十万といふ数字をとつておるといふか思われま

せん。まことにけしからぬことでありまして、いんやんや昨年は、あなた自身の証言をもつてしても、年度当初の予算よりもなんと五十三億自然増収があるのです。十二月半でかりに割りまして、全くこれは巨大なる数字であります。昨年もあるたは、自然増収はないといふたんかを切られたものであります。その舌の根のかわかないうちに五十三億の自然増収があつて、そうして本年また、いや、これは適正な数字でありますと言つても、國民は納得できません。承知をいたしますまい。どうしてもこれは、もつと政府部内の意見も統一されなければなりません。またほんとうに本年度の揮発油消費量がどのくらいであるかといふことを納得をする数字を率直に出して、これでもやはり値上げをしなければいかぬ、こういうことであるならば、これはまたわれわれとしては、道路をよくするといふ建前からも考へてみましよう。しかしあなたの中の数字を考へてみましても、この間言つたように、どんなに少く見積つても二百四十万以上の分の

自然増収というものがここに隠されておるといふことは、今や明白であります。こういう点、大蔵省は、揮発油税については全く不親切であるばかりでなく、國民をだますものであると私は言わざるを得ないのです。この点について政府の統一した見解をお伺いしたいのです。主税局長でなくして、政務次官に一つお伺いしたいのであります。主税局長は、何へん言つても二百五十万といふよりあなたは能がないような話ですから……

○渡辺政府委員 私の説明が十分でないで、非常にいろいろ誤解もいたしているのでもございまして、われわれの方でもって課税の歳入の見積りの基礎にしております数字といふものは、これは一応昭和三十年度に歳入として入つてくるものの数字であるといふことを、まずもつて一応御了承願ひたいと思ひます。従いまして揮発油税にございましては、二ヶ月半の徴収額がございましては、二ヶ月半の徴収額がございましては、それが消費量が横ばいの時期でございましては、別に問題はございせんが、昨年情勢にあります時期におきまして、われわれの方の課税の方へ入つて参りました数字は、それよりも相当前になると通産省がとつておる時期とわれわれの方でとる時期との間には、二ヶ月半とございます。その期間のずれがあるといふことをまず第一に御了承願ひたいと思ひます。これがやはり相当の額になりまして、そこでやはり二百五十万と二百六十八万といふような問題につきましても、一応の開きが出てく

るわけでありまして、それから、全体としてはまだ決定に至つていないわけでもございまして、通産省でも一応二百六十八万といふ数字を出して参りますのをわれわれがしさいに見て参りますと、その中には、昨年から本年への繰り越しの量と、それから本年から明年度への繰り越しの量との間に、約五万キロリットル明年へ繰り越す分が減つております。これはどういふことかといひますと、通産省ともいろいろ話し合つてみたのでございまして、すでにわれわれの方の目から見れば、課税済みであつて、昨年度の税収へもう入つてきてしまつてゐるもの、それが一応市場にあつて、通産省の方の目から見れば一応使用の対象になり得るもの、こういうものが一応五万キロリットルあるわけでございます。それからもう一つ、さらにしさいに見て参りますと、われわれの方で二百五十万キロリットルを一応ベースにしまして二百三十五万キロリットルを計算しました場合にございまして、非課税の航空機用といつたようなものを五万キロリットル見ているといふことを申し上げましたが、通産省の方では、この分についてやはり五万キロリットルよりも相当多い数字を見ているようございまして、そういつたようなことを全部整理して参りますと、われわれの方の二百五十万キロリットルの数字が別に特に過小に見積りになつてゐるというふうには思われなないのでございまして、先日の御答弁は、その辺の詳しいことを申し上げませんが、非常に十分でなかつたと思ひますが、一応そういう問題がございまして、御了承願ひたいと思つております。

負担金、これがやっぱり業者にかか
る。労働者の負担になるかどうか聞い
ておりませんけれども、これがかかっ
てくる。さらに今度政府の中で計画画
の、有料道路の通行料金もこれに加わ
っていくでしょう。考えてみますと、
揮発油税、物品税、自動車税、道路損
傷の負担金、労力、車両の提供、地方
道路税、石油類の輸入関税、自動車損
害保険、有料道路、一体どこまでかけ
ていくつもりですか。いかげんにお
やめになったらどうですか。これは取
りやすいということがこれを上げる一
番の原因だろうと思うのであります
が、取りやすいから取るということでは
あるならば、負担の均衡を破ることは

なはだししいといわなければならぬ。この点についての御見解はいかがですか。

○渡辺政府委員　数字の点だけ先に申し上げておきたいと思います。ただいま八割何分とおっしゃいましたが、私どもの調査によれば、現状におきまし

て大体五割二分に當つておりまして、今度二千円——これはもちろん道路税、揮発油税、込めての話ですが、今度二千円上ることによりまして六五％になるという数字になっております。それから、こんなに高い税率がほかにあるかというお話でございますが、

これは比較するのはいいかがかと思いますが、ただ事実だけとして一応申し上げますれば、確かに物品税などはお話の通りでございますが、酒の税金、あるいはたばこの税金、これははるかにこれより高いものである。これはあらためて申し上げる必要もないと思います。それじや揮発油税を酒やたばこに比較していいのかということになります。

すが、そういう意味ではございませんで、ただ税率がほかにあるかという点についてだけ申し上げたわけでありま

す。それじゃ揮発油税について何でそんなに高い税率が考えられるかという点、これは揮発油税についての特殊の問題として、一応私の考えていることを申し上げることをお許し願いますれば、これはよその国の事例を見て参りまして、揮発油に相当高い税率の課税をしているようです。別に外国の事例を引き出して、それがあからこれといった意味で申し上げるのではありませんが、たとえばイギリスの場合におきましては十六割三分、フランスにおいては十二割五分、ドイツにおきましては二十一割、イタリアでは二十五割、こんなふうな税率に當っております。これはどういうわけだろうという点が議論になるわけでございますが、私は、やはり揮発油を使っている車と、それから道路というものが一応の連繋があるがゆえに、よその国でもこういう事例になり、それからわが国におきましては、こういう問題が出てくるのじゃないかというふうに考へております。御承知のように、現状におきましては、道路整備五カ年計画の法律もございまして、一応揮発油税で上ってくる税収はそれに使わなければならぬ。結局道路の問題とそれが結びつきまして、道路を車がこわす、これを整備しなければならぬ、そのためには相当大きなまとまった金が必要、その場合におきましては、一般の税収入によるよりも、やはりこれによるべきじゃないかといったような考へ方が許されるのじゃないだろうか。私は五

カ年計画のあの議員立法ができたときのことを想起しますと、揮発油の方の財源を道路に使えという御議論が出て参りましたときに、揮発油に対して、他の物品税などと比較してちょっと比較にならぬような、今の高い税率が適用されることが許されておりますのも、やはり道路にそれが使われる、あるいは道路費がそこにあるということが一つの理屈になるのじゃないだろうか、従つて、目的税という考へ方には、われわれは賛成できませんが、そこにある程度の関連があることを認めざるを得ないということをおし上げたことを記憶しております。五割何分あるいは六割といったような揮発油税が何で許されるのだという点につきましては、最近における揮発油を使う車と、それが道路をいためる、そのために道路をよくしなければならぬ、そこにまとまった財源が必要になる、こうした連繋関係がそこにあるがゆえに許されるものではないか、かように考へております。

○横山委員 あなたが最後にいつても言われるのは、外国の揮発油の税金が高いからということ。いつの間にか國際的な主税局長におなりになったか知りませんが、外国の税金と日本の税金とをそのまゝ比較してはならぬと、私があれほどの前しかつておいたばかりじゃありませんか。外国の国民生活の水準と日本の国民生活の水準とを比較して、それでおっしゃるならいい。私も昨年の秋外国をずっと回つてみて、確かに道路はいいと思つたが、その反面国民生活の水準も非常によろしい。そういう意味から、あなたは一体営業費の中に占める燃料費の割合とい

うところから計算なさったことがあるのでしようか。単に税金だけ比較して議論しておつてはだめなのです。その割合で見れば、日本は一七％、アメリカならトラックが六・五％、バスなら七・五％というところ。あなたは比較の水準をただ単純になさつておられる。それで、アメリカでは税金が高いくから日本も上げてくれ、これも上げてくれ、あれも上げてくれと言つておるが、そういう理窟は私は通らぬと思ふ。もっと日本の各方面の税金との比較、あるいはその担税力等から議論していただかぬと納得するわけには参らぬと思ふのです。以上の質疑応答を通じて私がお願いしたいのは、これはほとんど議論の焦点になつてゐる揮発油税について、ある局ではこの数字、ある局ではこの数字といふことで、あなた以外

の政府の高官が、同じ数字の取り方において、違つた数字をすでに三カ所も発表なさつておる。それだけでもこの数字はあやふやなものである。そういうことを国会の各方面で証言づけられておるのですから、あなた方も十分にお考えを願ひたいと思ふのであります。

最後に一点だけ御質問申し上げたいのは、この間先輩の横路委員が質問された夏季手当の免税の問題であります。が、たしかあのときには、社会党が出した五千円以下の手当については免税をしろという案に対して、いろいろ保守党側からも御声援があつて、最後に政府側が出てこられて、銭がないからだめだということであつたのであります。ところが昨年度の徴収収入実績を見ると、何と百八十億の自然増収があつた。まさにあの当時の政府の答弁は

間違ひであつたか、ごまかしであつたか、どつちかあります。今ここに百八十億の自然増収があつたということが事実となつて裏づけされた上は、昨年の責任をとらなければならぬ段階であると思ひますが、この点について、この自然増収がたくさんあつた今日、これを発表された直後において、夏季手当の免税についてどういふふうにお考え直しを願つたか、一つお聞きをいたしたい。

○藤枝政府委員 昨年のいきさつについては、お話のようなことがありましたがことは私も承知いたしております。そういうこともありまして、実は今度の減税について、基礎控除の引き上げといふことを考えたのであります。これは前会も主税局長からお答え申し上げたと記憶しておりますが、給与の形体がいろいろございまして、従つて、これを一律に全体について公平な減税をするといふことになりまして、夏季手当あるいは年末手当を多くして、普通の月々の給与を低くしておるものと、月々の給与を非常に、十分とまではいきませんが、高く見て、夏季手当あるいは年末手当を少なくするといふやうな、とても額が非常に少いといふやうな、いろいろの給与の形体がありますことは、御専門の横山委員も十分御承知の通りでありますので、こういう点を考へますと、やはり夏季手当だから、あるいは年末手当だからという形で足切りをやるよりも、基礎控除そのものを引き上げる方が妥当ではなからうかという結論で、実は別にそれだけの原因ではございせんが、今回の減税案を提出いたしたような次第でありますので、その点は御了承いたしたいと存

する次第であります。

○横山委員 去年は銭がない、銭がある今年は税制が問題だ、それでは税制が問題にならなかつたら今度はどういふ御答弁をなされるのですか。あまりにもそれでは不誠実な答弁であります。銭がないということが終局の問題であれば、銭があるといふことになつたら、これは約束通り履行する、こういうことになつてこそ、私はりっぱな御答弁だと思ふ。この点について重ねてお伺いをしますけれども、何か昨日お話があつたといふことですが、この際夏季手当の問題について、税制なり、あるいは額の問題なり、いずれか昨年の責任をとつて善処される用意があるかないか、誠意のある答弁をお伺ひしたいと思ひます。

○藤枝政府委員 私も当時の政府の答弁は今もきつり記憶いたしております。んけれども、財源の問題ばかりでなく、ただいま私が申し上げたようなことも一つの御提案に対する反対の一つではなかつたかと記憶をいたしておるのであります。それは当の主税局長がおりますから、あるいは補足して御答弁申し上げるかもしれないが、そういう意味でありますので、昨年財源がないからやらなかつた財源が出たから夏季手当についても一応考へ直せといふ仰せであります。私どもとしては、ただいま申し上げたやうな理由で、夏季手当について特に考慮するといふことはいたしたくないと考へておる次第でございます。

○松原委員 横路委員より関連質問の申し出があります。これを許します。

○横路委員 政務次官に今の夏季手当

しもこれが二月ごろになれば歳入につ
いての見通しもあるので、何とか二月
ごろまで待つてもらえないものだろう
か、とういふ話であつたわけです。そ
れは何も私が話すまでもなく、主税局
長もよく知つておるし、与党の内藤理
事もよく知つておる。しかしそのとき
の情勢としては、二月まで待つという
ことは、それはやはり十二月末に年末
手当が支給されるのであるから、これ
は自然増は当然見られることだから、
何とか一つやつてもらいたい。七十五
億歳入欠陥になるから絶対にできな
い、とういふ意見であつた。ところが
この間主税局長からお話がございます
たように、当初は二百四十億の自然増
のようであつたけれども、詳細に検討
した結果、二百十億であつた。もちろ
んこれは昭和三十一年度に使うもので
ございます。しかし昭和二十九年
度において二百十億の自然増というこ
とは、当然昭和三十年年度においてさ
らに同様に見られるわけです。これはも
う国税庁長官がよく知つておるよう
に、酒の税金といへども、すでにもう
昭和二十九年年度に入るべきものが、
とういふ事情が知らぬが、昭和三十

て今政務次官から、これは所得税の軽減をはかる、こういうんです。そこで四月一日からの税の軽減であれば、なるほどそうだなとも納得できる。しかし期末手当というのは六月十五日に支給するんです。だから六月十五日にはは給するんです。だから七月一日から税金を取っちゃうんです。七月一日からでなければ所得税の軽減はしないんだ。それであれば、四月一日から直したらいい。四月一日から所得税の軽減を実施して、こうやって税の均衡はとれたんだから、君ら勤労者も一つ何とかがまんしてくれというのならわかるけれども、これは七月一日なんです。六月十五日には税金を取っちゃうんです。何も税の均衡はとれない。しかもこの前私が指摘したように、われわれが五千円以下ということにきめたのは、今日中小企業においては、千五百円とか、二千円とか、二千五百円とか、三千円とか、こういう期末手当が多いのであります。この五千円以下の免税ということは一全く今の内閣が、中小企業並びに中小企業の従業員のために何も考えていないということ

力が大きいのではないかと。思う。そういう意味から政務次官に私が申し上げたいのは、地域給の改訂もやらない、ベース・アップもやらない、ほんとうに今の内閣は何にもやらないんです。せめてそういう意味で、七月一日以降の減税には多くの勤労者が期待しているであります。しかし六月三十日まで減税がないんですから、たった一つ支給される期末手当については、減税措置が講ぜられるべきではないか。これについてももう一ぺん考慮していただきたいのか、お返事をいただきたい。○藤枝政府委員 第一は財源があるかないかという問題でございます。昨年は財源がない、あるで、結局二百億ほどの自然増収がありましたことは事実であります。しかしこの間から当委員会でも、実は本年度の税の見積りはむしろ少し水増ししているんじゃないかと、ふくれ過ぎているんじゃないかと、いろいろな御注意も一方にはございます。私どもはそうとも考えておりません。私どもは、しかしぎりぎり一ぱい見積つたことは事実でございます。従って本年もまた今までのように自然増収がある

六月の期末手当について適用が受けられないことは、まことに遺憾であります。しかし減税をいたすという今回の提案を御承認いただきますならば、将来にわたりますては、そういう考え方の一つが入ってくるのではないかと思います。うふうに考えております。いずれにいたしましても、この六月の期末手当について、特に小額の期末手当を受ける者について何ら恩典を与えていないんじゃないかというような御議論もございますが、日本の産業の全体を考えましたときには、必ずしもそれだけを減税することが果して妥当かどうかという点もありまして、期末手当について特に減税をするということとは、ちょっと現在とりにくいというふうに申し上げるほかはないと存じます。

○横路委員　私はもう一点横山委員の質問に関連してお尋ねしたいのです。が、この揮発油税と地方道路税の総合負担の点ですが、これだけを増税にしたのは、私は政府の意図は、地方財政が非常に困窮しているんで、それで地方財政の一助にしたい、こういう意味でおやりになったのが主ではないかと思っております。また政府の方からの提案

の負担が相当上る。この地方の道路財源を何とかまかなわなければならぬという点を考えまして、地方の持ち出しをなるべく少くするために、その財源を国庫で捻出したしたいというふうに考えた次第でございます。

○横路委員　そうすると、これはなるほど地方の道路の方のいたむ率が多いので、それで財源として見た、こういうわけですね。そうすると前年度にやっておったように揮発油税一本にしていただいて、譲与税という形でいったらどうなんですか。なぜわざわざ今年になって二本に分けるのですか。これはこの前横山委員からも、せっかく地方でやったけれども、実際には地方では、地方道路に使わないでいろいろ流用しておるといふような点等の指摘はありますが、しかしそれがためにこれを一万一千円と四千万というふうに二本に分けることをしないで、いっそのこと一五万五千円にしてやったらいいんじゃないですか。わざわざこういうことをやるのはどういうわけですか。

○渡邊政府委員　その点については、今おっしゃったような二色の考え方で

すね。昨年やったような考え方と、それから本年の二つの税にすると、両方ともあり得ると思ひます。ただ昨年揮発油と税の法案を出しまして国会の御審議を経ましたときに、一応御承認は得ましたが、われわれの方は、一応それは恒久立法の案で政府は提案したので、そのときに、これは一年限りの時限立法だ、来年はもうこういう格好はいかぬ、こういふ国会の御意図があつたわけです。本年同じ案をいろいろ考へてみました、やはりこれが一番適當でございまして、昨年国会の御意図がそういうことでございまして、たゞ、さらに検討をいたしました結論として、一応今申し上つた案で、地方道路税といふことではつきり出した方が一番適當じゃないかといふので、この案で出したいわけでありまして、

○横路委員 今時限立法で、去年の国会の審議でことしの三月三十一日限りだといふので、国会の審議もあつたのだといふことになる、補助金はどうかしたのです。補助金の特例に關しては三月三十一日までの時限立法だ、これを出してきつた。この間の国会で、三月三十一日のときには六月三十日までの時限立法にしたい、今度のは来年の三月三十一日までの時限立法にしたい、こういふことでは、何にも意味がないじゃないですか。もしも国会の審議で時限立法が今年限りであるといふならば、補助金の特例に關しても、廃止するものは廃止するとしてやってくれればいい。これを考へてみると、どうしても地方財政の困窮を救つてやるといふことが、

ねらいでしょう。時限立法といふのを筋を通すならば、補助金等だつてみなやめればいい。これはどうなんですか、おかしいじゃないですか。

○藤枝政府委員 地方に道路財源を与えるために、去年のような揮発油譲与税としてやるということも一つの方法、それからこのような地方道路税といふような形でやるのも一つの方法であります。これは、御承知の通りであります。どっちがいいかといふことになりまして、昨年の国会の御意図もある、実は地方道路税といふ形で御審議願つた方がいいのじゃないかといふ意味で出したのでありまして、当時の御審議の状況も、記憶いたしておるところによりましては、地方の道路の財源に揮発油関係の税金からやるのはよせといふ意味の御指示ではなかつた。やるのはいかぬ、あゝいふ形でやるのは少しおかしいぞといふ御趣旨であつたがゆゑに、今回地方道路税という形で御提案を申し上げたといふことでありまして、揮発油関係の税から地方に税源を全然やつてはならぬといふ御趣旨ではないと私も考へております。

○横路委員 私はこの問題の政府のねらいは、やはり地方財政の困窮に對して、何ばかこれによつてめんどうを見たい、こういう氣持だろふと思つて、そこで地方財政については、この間大蔵大臣に時間がなくて申し上げられませんでした、現在の地方交付税においては百分の二十二になつてゐるわけですが、私はここに原因があると思ふ。これは現に昨年第百九十九回衆議院議員選挙の地方行政委員会では、当時改進黨も自由黨もみんな賛成して、百分の二十五で通つた。百分の一とれば六十五億圓、あと

百分の三上ればそれで百八十九億約百九十億になる。そうすれば今日一番問題になつてゐる最終的な地方財政計画の約百五十億といふのは、それで埋まる。去年ちゃんと自由黨も今の民主黨も賛成してゐる。ところがこれが参議院に行つてから、大蔵省の諸君が国会議員全部に根強く當つて、業者の陳情も悪ければ、官僚の諸君が国会のきめてゐるのに対して強く當つて、それを抑制していくといふやり方も非常に遺憾だと思つてゐる。そういう意味で最後に百分の二十五が百分の二十二になつた。問題はここにあると私は思ふのです。今日政府は減税だ、減税だといふてゐるのに、なぜ一体これだけを取り上げてやつてゐるのか。増税といふのはこれだけですよ。どうして一体ここだけに増税したのですか。もしもここに増税を求めらば、やはりあなたがお願いする税の均衡といふ建前がやれればいい。なるほど政府はかわつたとしても、主税局長はかわらない、主税局長がかわらない以上、税の均衡といふことを言つておきなう、どうしてここに均衡を破つたか。この点は主税局長に聞きたい。どうして税の均衡を破つたのですか。

○渡辺政府委員 税の均衡をどうして破つたかといふ御意見が私にはよくのみにあつて、結局従来の税が、さらに検討してみても、一応揮発油についてはさらに二干円程度の負担をしていただくことが全体のバランスを得るのじゃないか、こういうふうな考へ方があり得るわけです。従ひまして今度の場合におきまして、揮発油の課税関係をやつと検討して参りまして、さらにその用途、道路関係、そういう

関係を見て参りますと、やはり五カ年計画のあの計画を遂行していく上におきましては、地方の道路財源がそれだけどうしても足りない。これはやはり自動車関係のそういう揮発油を使用する方にもう少し負担していただく、こういう関係が結論的に出て参りましたものから、そこで御提案申し上げたわけですよ。

○横路委員 今政務次官は、地方道路税を創設した一つの理由は、地方財政が困窮してゐる、これでもって財源に充てたいといふてゐるじゃないですか。税の均衡の問題ばかりではない、やはりそういう政治的な配慮があるのじゃないですか。

○渡辺政府委員 先ほども政務次官が申し上げたように、地方財政が困窮してゐる、それが結局一つの理由です。それで、地方財政の困窮してゐるというところだけから言へば、それではどういふ税でそれを埋めるか、こういう問題が別の問題として出てくるわけです。それでどういふ措置をとるか、そういう場合に、五カ年計画の問題とか、そういう問題と結びつきまして、道路の負担が相当ふえていくといふことが、やはり地方財政困窮の一つの大きな原因なんです。そこを埋め合す意味におきまして、揮発油税については、二干円程度の増税をやればいいのじゃないか、こういうことになつております。

○横路委員 政務次官にお尋ねします、地方財政が困窮してゐる、これはだれが考へておるわけですか。そこでは、地方財政が困窮してゐる、これはいろいろ財源を當ててみたが、やはり一番いい財源として道路税をとつた、この

ておる。私どもは地方交付税の百分の二十二を、昨年衆議院の本会議を通じておるのだから、百分の二十五にした、い、こういふふうな考へておる。しかしながら政府の方でいろいろ考へたが、地方財政の困窮の現状としては、この地方道路税でガソリン税を上げて、それを埋めてやるのが一番いいのだ。地方財政の困窮を救ふ意味からいって、いろいろ税を當ててみた、これしかないといふ主税局長はおっしゃつたが、それでいいのですか。

○藤枝政府委員 整理して申し上げますと、地方財政が相当困窮してゐる。しかも一方において、道路五カ年計画といふようなもので、国の負担の支出がふえまして、同時に、それが地方の負担を増加して、さらに地方財政を圧迫する要因になる。従つて少くとも道路五カ年計画による地方負担の増高を防ぐためには、道路に關係のある揮発油関係の税金でこれを埋めて、少くとも地方財政をより以上に圧迫しないやうな手段をとりたい、こういうことでございまして。

地方のそれに見合う負担がふえて、さらに地方財政の困窮をより以上に圧迫するようでは、避けたい。地方道路税を創設して、そういう意味で地方道路税を創設して、それより以上の圧迫を避けるだけ緩和したいというふうに考えておるわけでありませう。

○横路委員 今の政務次官の話は一応わかりましたが、そうすると、ガソリン税の四千円については地方道路税という形でやる。そうすれば今まで一万三千円であったわけですから、これは揮発油税の方を一キロリットル当り九千円ということにしては財政上非常に欠陥があくということになりますか。私ならば、あなたがそういうふうにおっしゃるのであるならば、地方道路税の方に一キロリットル当り四千円、それから従前の揮発油税については、やはり総額一万三千円という割合で、片一方については九千円、こういうことにするの、あなたが、こういう地方財政の欠陥を、とりわけ地方道路の修理に使うということであるのであれば、揮発油税の方は一キロリットル当り九千円ということにするのが、私はあなたの趣旨からいって合うのではないかと思うのですが、これはどうなのですか。

○藤枝政府委員 地方と中央との財政負担の割合だけから考えますならば、今おっしゃったようなこともできると思います。しかし一方において、これは国会の非常な強い御要望もあり、道路五カ年計画、総額約二千六百億円といわれております道路五カ年計画の完成ということも一方の要請でございます。その辺のにらみ合せを本年度においてどの程度にとるかというこ

とでございませう。それで御承知のように、大体本年度の道路関係の予算といたしまして、特別失業対策事業も含めて二百六十三億、地方の負担が百三十九億、うち直轄分担金十四億円を差し引いて、合計いたしまして三百八十八億円でございます。道路の整備をいたしたい、こういう一方の要請もございませう。それに見合うといたしまして、一、千円程度を徴収いたしませんとこれに見合いません。またガソリン税を道路の特定財源に使えという国会の御提案による臨時措置法ができました。際におけるガソリン税が一萬一千円であつたというふうなことも考えまして、一応こういう形をとった次第でございます。

○横路委員 今の政務次官のお話だと、そうすると道路財源は二百幾億だ、それから緊急失業対策事業として百幾億、三百八十八億が何ぼかの財源にちようど見合うものとして一キロリットル当り一萬一千円でないか、片一方の方で道路の費用がある。それから失業対策の事業がある。それがちようど一、千円のためにこちらを一萬一千円としないといふところが、これはどうも税という本質からいって、ほかの方の税のものを考へ方とだいいち違ふのではないですか。そうでないでしようか。たとえばこのガソリン税については、一キロリットル当り一萬一千円がいいのか、一萬円がいいのか、九千円がいいのかというところは、他の税とのそういふバランスの上に立つて考へるべきであつて、片一方の方の目的がきまっ

ていて、その目的から割り出してきて、こちらの方が一萬一千円ないというも目的税として合わないというので算出したのだということになると、ほかの方の税との関連がおかしいのではないでしようか。今政務次官から私お聞きしましたので、それをさらに伺ひます。

○藤枝政府委員 他の税金との関係においては、これは特にガソリン税を道路の整備に使えという法律をお作りになった、それによるのでありまして、従つて多少他の税金とは考え方は違つて参ると思つたのであります。先ほども横山委員からお話がありましたように、これは非常に高率な税金ではないかといふことであります。確かに原価に對しての税金は他の税金に比べて高率であります。それはやはり道路に使われるという点において、一つの許される議論が成り立つてではないかといふふうに考へておるのであります。今申し上げたのは、大体道路五カ年計画の本年度の計画の規模をどの程度に考へるかという点になりまして、ガソリン税の収入ともならみ合せて、地方の負担を含めて三百八十八億程度の道路計画をやるといふことであります。従つて、これがもしもガソリン税をさらに減税をするというふうなことになるならば、道路五カ年計画の本年度分の遂行ができないう点もありません。一、一萬一千円は、そのまゝと申しますが、昨年よりは二、千円下げましたが、一、一萬一千円にし、そうして地方道路税を四千円にいたしたということになる次第でございます。

○春日委員 関連して伺ひたいのですが、これは重要な問題になっていくと思ふのだが、昨年この法律案が上程さ

れましたときに一番論議されました焦点は、こういうふうな一般税を目的税の形に変えてしまふということ、税の体系を全般的に乱すおそれはないかどうか、こういうことを強く指摘して、當時いろいろの質疑応答を交へたのであります。それで果せるかな道路計画がだんだん膨張してくると、結局その財源をガソリンに求めていくというところで、このガソリン税が上つてくる。本年度は三百六十億だが、かりにこれが来年度五百億になり、さらにその次に七、百億といふことになってくれば、その財源をこのガソリン税収入に求めるといふことになってくると、これは道路計画に伴つてとりとめもなく上つていく一般的な税金を目的税に変えていくとあるし、しかもその将来を案ずる場合、これは重大なデッドロックに乗り上げる場合もあるのだ、こういうことはすみやかに廃止した方がいい、時限立法にした原因の一つも私はそこらにあると思ふ。従つて問題は、これは政府がこういうふうな出し方をやるのでなく、道路行政といふものは一般行政なんだから、従つてその財源も一般的な歳入に待つべきのものであつて、ことさらにこのガソリン税にその収入源を求めるといふことが間違ひであると思ひます。だから一つそのことをたえて申しますならば、勤労者のために、勤労者が納めるところの所得税、これを充てていく、中小企業者のためには、申告所得税を充てていくというふうなことは、これは国の税体系も、行政の体系も根本的にくずれてきてしま

う。このことを指摘して、将来すみやかにこういうことを直さなければならぬが、せつかく提案されたのだから、時限立法にして、将来は税体系をもとに戻すような工合にするといふことであらう決定が行われておる。ところが政府は、さらにそれに輪をかけて悪い方向へ拍車をかけたやり方をしておるところに問題があると思つたのであります。渡辺主税局長は幾らか税に對しての知識を持っておられると思うのですが、(笑)そういうふうな一般税を目的税に変えるといふことが将来の徴税行政の上でどういふ影響をもたらしていくか、これについて一つあなたの御見解を承りたい、さらに藤枝政務次官に伺ひたいことが、道路計画が、だんだんと年次計画が膨張するに従つてこのガソリン税を上げていかなければ、本年度の税に上つて、そういう傾向をとらざるを得ないように思われるが、それは一体どの辺にめどをおいて調整をしていく考へであるか、この二点について局長、次官からお伺ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 第一に、これは局長からお答えすると思ひますが、目的税的な考へ方につきましては、一般的には、これは税の専門家であられる春日さんのおっしゃる通りに好ましくないのであることは確かでありませう。われわれもそういうふうに考へております。特にガソリン税につきましては、これも外国の例を引きますとおしかりに受けるかも知れませんが、外国などにも例がございまして、これだけはまあ特別な、しかも五年間の時限立法であるといふような点から、一応私もそれに従つておるわけでございませう。

それから道路財源の整備に關する臨時措置法によりまして、ガソリン税だけで全部充てるといふことでなくて、ガソリン税は少くとも全部充てるといふことでございまして、全体の国の負担が二百六十三億でございまして、ガソリン税の収入見込みは二百五十九億、わずかに四億ではございまして、国費をさらにプラスをしておるといふような点もあります。それで今後一体このガソリン税を道路計画に合せてどこまで増徴するかという仰せにつきましては、私どもはこの程度以上に増徴をする意圖を持っておりません。従つて今後の道路行政につきましては、この分を充てると同時に、国の財政とにらみ合せまして、もしも道路費をふやさないければならない情勢でありますならば、他の一般財源をこれに充てるといふ形でいきなりと存じますので、ガソリン税と地方道路税を含めまして、これ以上上げることは目下のところ考えてもおりませんし、また負担の關係から無理ではないかと考えております。

○逓迎政府委員 目的税の問題について意見を求められましたが、一般論として、目的税という制度は、財政の運営を非常に窮屈にしまして、いろいろの意味で弊害がございまして、われわれはこれはとるべきでない、こういう考え方を持っております。

○春日委員 私どもは、昨年度この新しい法案が出されたときに、こういう目的税を作れば、その事業目的の事業量がふえるに従つてその財源の増高がはかれることは、これは自然の趨勢である。従つて、そのことは將來ガソリン税が次々に上つていくことの

要因をなすのおそれがあると思う。従つて道路行政は、国の基幹行政の一つである一般行政にはかならないのだから、従つて一般財源によつてこれを調弁すべきものであると指摘しまして、強くそういうような目的税にかわることを反対しました。さすがにわが日本社会党は社会科学の党で、これに對する見通しを誤まっていたらなかつたわけでありまして、結局そのような陳情にくみしまして、遂に國政を誤ったのでございまして、まことに慨嘆にたえないところでありまして、どうか一つこの

いうような悪いことは、少くとも一般の税の体系を現実にこうやつて乱しておるのでありますから、時限立法の精神がどういふものであるかということをよく考えられて、そういうような俗悪にさらに俗悪を重ねていくような政治悪といふものは、すみやかにこれを直されることを強く要望いたしました。この問題については、いずれ法律案の賛否のときにわれわれの態度を明らかにいたしたいと思ひます。また二分が三分しかしゃべっていないので、あと一つだけ二、三分ごしんぼうを願うことにいたしまして、逓迎さん

にちよつと伺ひますが、ただいまの例の俸給外の所得、夏季手当、年末手当に對する減税の問題であります。内藤友明君もあんなタヌキ寝入りをしておられるけれども、昨年の暮れ、これは社会党左右両派とときの改進黨、改進黨の代表委員でありました大タヌキもわれわれに強くくみしまして、(笑聲)そして、われわれの当初の要求は二万円まででありましたが、財源の關係もにらみ合せ

て、一つ下げてくれということであつた。われわれは一万円に下げ、七千円に下げ、五千円に下げました。その結果七十億程度の予算を伴うてくるということになりました。いろいろと具体的に、しかも切實に話し合ひをいたしました結果、自然増収といふものの用途も今はついていないが、今御指摘の通り、二月ごろになれば大体の用途もつくし、そのときにさかのぼつて徴収するといふこともどうであらうか。いずれにしても本年度は政変もあり、いろいろな關係もあつて、昨年の問題であります。一つ来年度においてこそこの問題を深く国会において処理をしよう。そして先般米民主主義の選挙公約も、低額所得者に対して減税を行うということでありまして、この夏季手当、年末手当に對して減税措置を行うということ

は、もうすでに民主主義の公約の中に含まれておる事柄であるわけでありまして、従ひまして、夏季手当と年末手当とを全然別の措置をするか、あるいは一年間を通算して、どの額を指定して減税を行うかは別の問題といたしまして、夏季には、この夏を越すためには、それぞれの給与所得者にはそれだけの生活費がかかりまして、年末には年越しのために必要欠くべからざる実費が伴ひます。従ひまして、そういうような生活実費に對して課税を行うということとは、これはとさふわしいことではなから、特にあなたの方の指摘されておられます通り、低い所得者に対して減税を行うという大公約の立場からも、当然夏季手当と年末手当に對しては、何らかの減税措置が講じられなければならぬと思ひます。わけて税の自然増収も毎年のごとくに現実に相當の数字を示しております。さらに本年度はいろ

いろの減税措置を通じて、一般的な収入もよくなつておりますから、従つて申告所得税、法人税等における収入も相當にあるのではないかと考えられるこのときでありますから、従ひまして、この夏季手当と年末手当に對して、一定の金額を限度といたしまして、これに對して何らかの形で減税を行なつていただかなければならぬと思ひます。今あなたの方の御答弁によりまして、給与所得者の中には、あるものは基本給の中に繰り入れて、そして基本給外の給与を行わないといふような体系のところもあるもので、従つて不公正になるをしるをうたつておられますけれども、現実の問題といたしまして、夏季手当と年末手当が給与されるといふことは社会通念、慣例となつております。特殊の異例を基準としてこの問題に對して反對の所論を出すことは、しよせん詭弁たるを免れないのであります。どうかそういう意味で、昨年藤枝次官も自由党の理事としてこの問題を取り扱ひましたときには、お互ひに誠意をもつてこの問題の処理をしよう、しかも社会党の主張も二万円から一万円にだんだんと下つてきて、その財源とにらみ合せて可能な具体的な数字に歩み寄つていただいたのだから、われわれもこれに對して一つ誠意を尽して処理しようといふことで、われわれは解散を迎えて選挙を戦つて來ました。果せるかな、選挙の中においてもあなた方は、低額所得者に対する減税のことを言つておられるのですか、今こそ、この懸案の解決はこのときをおいてはかなければならぬ時期がありません。そういう意味で、社会党両派がいずれこの問題について法律案を提出しよう

と考えておりますので、どうか一つ今までのいきがかりもあり、また現実の問題といたしまして、この問題こそはぜひとも一つ処理を願ひたいと強く要望いたしておきたいと思ひます。

それから今まで幼稚園に對しまして税金がかかつておりませんでした。これは教育機關であり、社会的にも相當の貢献をしておりますので、どうした關係であるか、これは法律によらずして非課税の取扱ひを受けておつたのであります。その後昭和二十九年からこれに對して課税がされるような変更がなされた様子でございまして、それから学校法人に切りかえたものに對して、御承知の通り、それらの諸君はすべて学校に財産を寄付しておりまして、しかも学校法人は、解散するとき

にその寄付者に財産を還元しないといふ法律の規定等もございまして、従ひまして、二十九年途中で学校法人になつたものに對して、その経過期間において課税がされますけれども、それらの諸君はすべてこれを寄付してしまひまして、その寄付行為に對して免税の処理がされておられますから、税金を納めなければならぬが、納めようと思つても、そのものは学校法人に寄付してしまつたから拒絶力がなない。こういう経過措置が講じていない事柄について、現実の面ではいろいろと多くの問題を生じております。この問題についての御質問をせねばならぬと思つております。

それからもう一つは、左官、大工、馬方、植木職、これは前から問題になつておりますが、低額所得者に對しては事業税の及ばないようになつて決議が地方行政委員会で行われております

われは一万円に下げ、七千円に下げ、五千円に下げました。その結果七十億程度の予算を伴うてくるということになりました。いろいろと具体的に、しかも切實に話し合ひをいたしました結果、自然増収といふものの用途も今はついていないが、今御指摘の通り、二月ごろになれば大体の用途もつくし、そのときにさかのぼつて徴収するといふこともどうであらうか。いずれにしても本年度は政変もあり、いろいろな關係もあつて、昨年の問題であります。一つ来年度においてこそこの問題を深く国会において処理をしよう。そして先般米民主主義の選挙公約も、低額所得者に対して減税を行うということでありまして、この夏季手当、年末手当に對して減税措置を行うということ

は、もうすでに民主主義の公約の中に含まれておる事柄であるわけでありまして、従ひまして、夏季手当と年末手当とを全然別の措置をするか、あるいは一年間を通算して、どの額を指定して減税を行うかは別の問題といたしまして、夏季には、この夏を越すためには、それぞれの給与所得者にはそれだけの生活費がかかりまして、年末には年越しのために必要欠くべからざる実費が伴ひます。従ひまして、そういうような生活実費に對して課税を行うということとは、これはとさふわしいことではなから、特にあなたの方の指摘されておられます通り、低い所得者に対して減税を行うという大公約の立場からも、当然夏季手当と年末手当に對しては、何らかの減税措置が講じられなければならぬと思ひます。わけて税の自然増収も毎年のごとくに現実に相當の数字を示しております。さらに本年度はいろ

けれども、ところが地方行政の方では、結局地方財源を少しでも得たいという立場から、これに対する効果の上る措置が講ぜられておりません。従いまして、これも労務を提供してその対価を得ておる勤勞所得者が、所得税と事業税との対象になつておる。この救済もはからなければならぬので、次はこの問題も出しますから、どうか資料をお持ちいただきたい。

それから証券信託の問題がようやく重大な問題にならんといたしております。証券信託法という法律に基いて、四大証券会社が免許を受けて事業を営み、大衆の金八百数十億を集めておるのでありますが、ところがこれの清算が一カ年延ばされ、さらに延ばされようとしておる。インフレの高進がとまりまして、これらの事業に対する内容についていろいろの説がなされておると思ひますので、この証券信託をめぐる多くの問題について、本委員会は鋭きメスを加えなければならぬ段階に到達いたしました。従いまして、この問題について、次は阪田君に質問いたしたいと思ひますから、どうぞ資料をお持ちになつて出ていただきたいと思ひます。この次は、私に一番初めにやせていただくということを条件にいたしますして、本日は一応これで終ります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より公聴会を開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会

大蔵委員會議録第八号中正誤

頁 段 行 誤 正

六 四 三 公債及び借入金の償還 公債及び借入金の利子

昭和三十年五月二十八日印刷

昭和三十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局